

Ⅲ 児童虐待に関すること

児童虐待の防止と早期発見・早期対応

1 ねらい

児童虐待の現状を知り、児童虐待防止と早期発見・早期対応に努め、通告までの流れを知る。

2 児童虐待の現状

児童虐待とは、保護者によって児童(18歳未満の者)に加えられた行為で、以下のように分類されるが、多くの場合、それらが重複して起こる。ある行為が虐待であるかどうかは、保護者の意志とは無関係であり、児童自身が苦痛を受けているか、児童にとって有害であるかどうかで判断される。

身体的虐待

殴る・蹴る
物を投げる、棒でたたく
たばこの火を押しつける
逆さづりにする、戸外に締め出す
異物を飲ませる、溺れさせる
縄で縛る、投げ落とす など

ネグレクト(保護の怠慢・拒否)

衣食住の世話をせず、放置する
病気やけがを治療しない
病院を受診させない
乳幼児を家に残して外出する
車内に放置する
登校させない、家に閉じ込める
保護者以外の同居人の虐待を放置する など

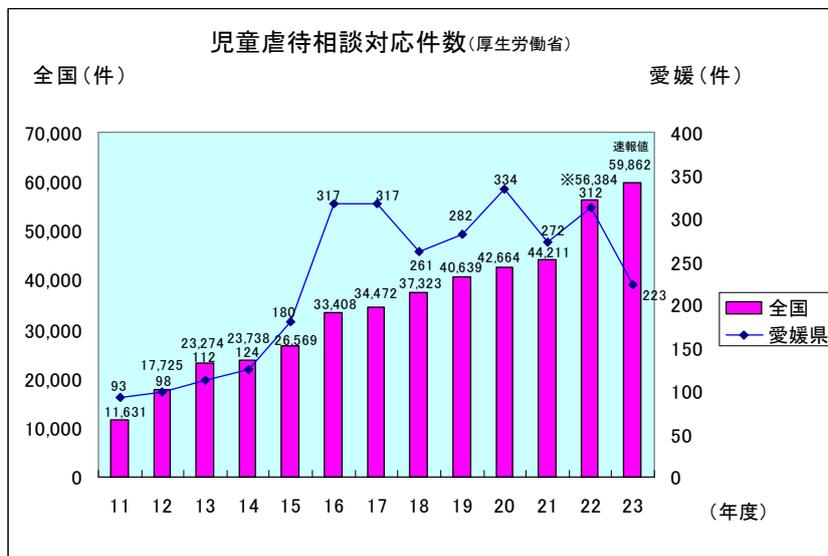
性的虐待

性行為を強要する
性器を触るあるいは触らせる
性器や性行為を見せる
児童ポルノの被写体にする など

心理的虐待

言葉でおどす
脅迫する、罵声を浴びせる
無視する、拒否する
兄弟姉妹と極端に差を付ける
児童の前で配偶者に暴力をふるう(DV) など

厚生労働省によると、全国の児童相談所に寄せられた児童虐待に関係しての相談件数は、年々増加している。以前と比べ、児童虐待が認識された結果、隣人等からの通報、親族や学校からの相談の増加と併せて、実際の虐待件数も増加していると考えられる。



3 こんなことで見分けよう —児童虐待チェックリスト—

児童(18歳未満)について

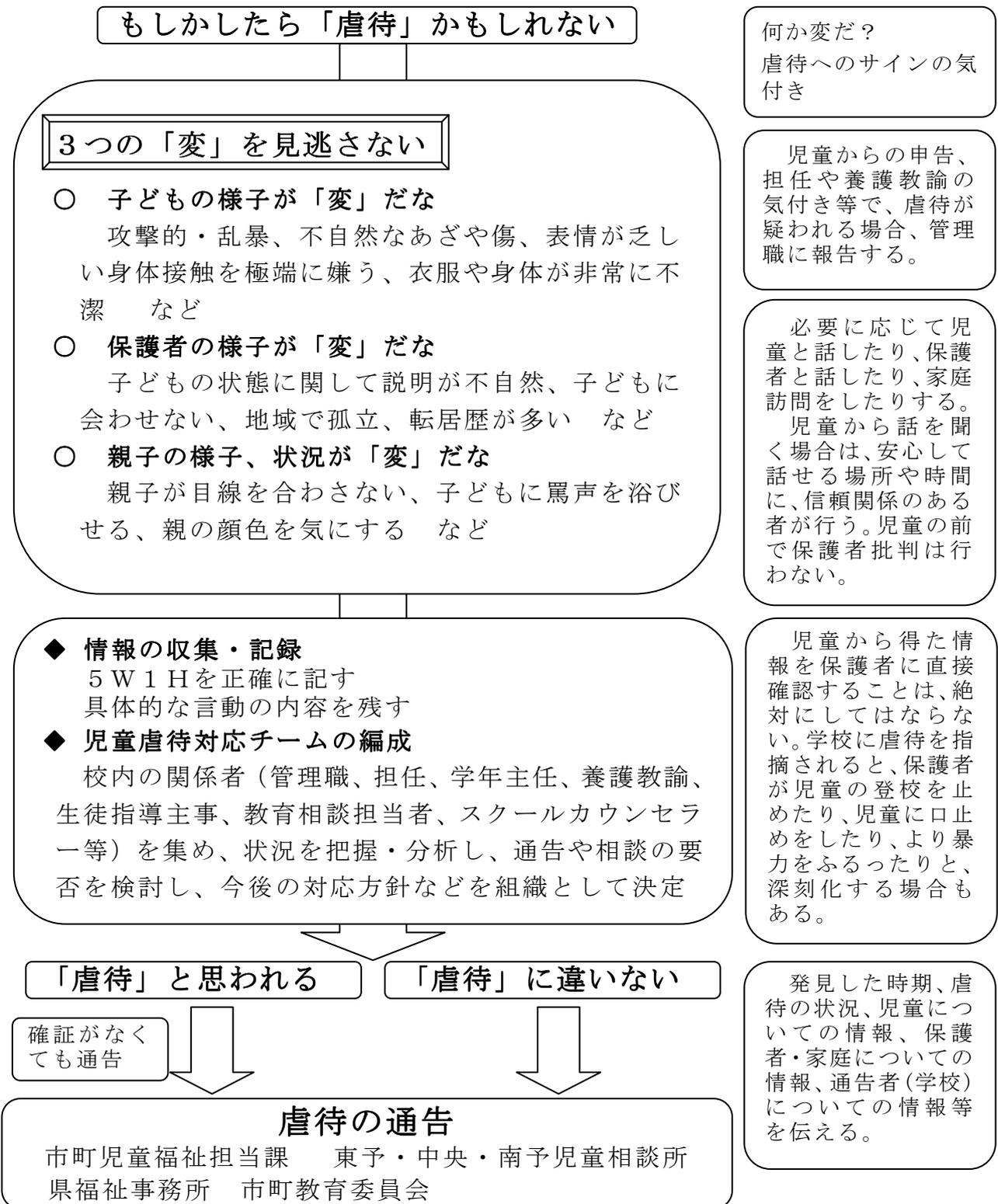
- 不自然な外傷(傷・あざ・打撲あと・やけどなど)がある
- 極端な栄養障害、低身長・低体重などの発達の遅れがある
- 顔・体や服が汚れていたり、季節に合わない物を着ていたりする
- 朝食抜きで登校したり、給食をむさぼるように食べたりする
- 言動が乱暴で、他の子とよくトラブルを起こす
- 弱い子を執拗に攻めたり、動物をいじめたりする
- 表情に乏しく活気がない
- 保護者を避けようとする
- 家出を繰り返したり、家に帰りたがらなかつたりする
- 深夜まで遊んでいたり、徘徊したりしている
- おどおどしたり、大人の顔色をうかがったりする
- 成績が急に落ちたり、字や文章が雑になつたりする
- 持ち物や文房具が傷んでいたり、そろわなかつたりする
- 自分の思いをうまく話せないなど、言語能力の発達が遅い
- 授業中によく居眠りをし、眠そうである
- 担任や養護教諭に体調不良を訴えてくる
- 教師や関係者に甘え、過度のスキンシップを求める
- 正当な理由もなく学校や園を休みがちである

保護者について

- 気分の変化が激しく、精神的に不安定である
- しつけと称して体罰を加えている
- 子どものけがなどについて不自然な説明をする
- 子どもに対して拒否的あるいは否定的なことを言う
- 育児への考えや知識が不足していたり、偏っていたりする
- 夫婦関係や家族関係に問題がある
- アルコールや薬物の依存症・経済的困窮などの問題がある
- 隣人や親族との交流がなく、孤立している
- 子どもへの態度が厳し過ぎ、かんしゃくを爆発させることが多い
- 子どもへの接し方に不自然さがある
- 子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がよく聞こえる
- 親が記述する提出物や集金が遅れたり、出なかつたりする
- 子どもを家に置いたまま、長時間の外出をする

4 児童虐待の通告

児童虐待が疑われる事象を発見した場合、市町の児童福祉担当課や児童相談所等に通告する義務がある。(児童虐待防止法 第6条 第1項)



(参考資料)

人権教育課ホームページ 「幸せへの道」

(<http://ehime-c.esnet.ed.jp/jinken/88/top88.htm>)

文部科学省 研修教材「児童虐待防止と学校」

子どもの虹情報研修センターホームページ (<http://www.crc-japan.net>)